

令和5年門審第39号

裁 決

遊漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年11月26日06時50分

長崎県海豚鼻南東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

漁船B

総 ト ン 数	6.6トン	3.61トン
登 録 長	11.85メートル	9.15メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	421キロワット	
漁船法馬力数		50

### 3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その左舷側に魚群探知機、右舷側にレーダー及び機関操縦レバー、舵輪前方にGPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和4年11月26日05時30分福岡県加布里漁港を発し、長崎県壱岐島西方沖合約5海里の釣り場に向かった。

a受審人は、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、航行中の動力船の法定灯火を表示し、0.7海里のガードリングを設定してヘッドアップ表示0.75海里レンジとしたレーダー及びノースアップ表示0.75海里レンジとしたGPSプロッターをそれぞれ作動させ、06時30分海豚鼻灯台から103度（真方位、以下同じ。）6.3海里の地点で、針路を285度に定めて自動操舵とし、折からの潮流により左方に6度圧流され、18.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、06時47分頃ガードリングの警報音により、右舷船首約60度1,300メートルのところに、漂泊中の漁船1隻を目視で初めて認め、同警報音を止めたのち、ガードリングを解除した。

06時48分a受審人は、海豚鼻灯台から123度1,800メートルの地点に達したとき、正船首1,010メートルのところに、B

を視認することができ、同船がほとんど動かないことから漂流中であることが分かり、その後同船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、右舷前方に漂流している漁船の動向を把握することに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、B を避けずに続航し、06時50分海豚鼻灯台から149度910メートルの地点において、A は、原針路及び原速力で、その船首部がB の右舷船尾部に、後方から30度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好で、衝突地点付近には南西方に向かう2.1ノットの潮流があり、常用薄明の始まりは06時36分、日出時刻は07時03分であった。

また、B は、船体後部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その左舷側にGPSプロッター及び魚群探知機、右舷側に機関操縦レバーをそれぞれ装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として笛を備えたFRP製漁船で、b 受審人が1人で乗り組み、いか一本釣り漁の目的で、船首0.6メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、同日06時00分長崎県久喜漁港を発し、海豚鼻南東方沖合約1海里の漁場に向かった。

b 受審人は、06時25分漁場に到着して操業を開始し、南西方へ約650メートル圧流されたのち、潮上りを行い、06時40分頃周囲が明るくなってきたことで、それまで表示していた航行中の動力船の法定灯火を消し、06時45分海豚鼻灯台から129度890メートルの地点で、船首を北西方に向け、機関を中立運転として漂流を始め、折からの潮流により225度の方向に2.1ノットの速力で圧流

されながら、船尾甲板で右舷側に釣り竿を出して操業を続けた。

06時48分b受審人は、海豚鼻灯台から144度900メートルの地点に達し、船首が315度を向いていたとき、右舷船尾30度1,010メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b受審人は、避航を促す音響信号を行うことも、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、06時50分僅か前右舷船尾至近にAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が315度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に破口を生じたが、のち修理され、Bは、右舷船尾部外板に破口を生じ、のち廃船処理され、a受審人が鼻骨骨折を、b受審人が右肋骨骨折等をそれぞれ負った。

#### (航法の適用)

本件は、海豚鼻南東方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用される。

事実の経過で示したとおり、当時、Bは法定灯火を表示していなかったものの、日出前の薄明時で、両船は互いに船体を視認できる状況であったと認められる。

予防法には航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、本件は、予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、日出前の薄明時、海豚鼻南東方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、海豚鼻南東方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、右舷前方に漂泊している漁船の動向を把握することに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行してBとの衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせるとともに、b 受審人を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、海豚鼻南東方沖合において、操業を行いながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて同船との衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせるとともに、a 受審人を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年5月21日

門司地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁